

専門研修プログラムに係る愛知県の意見に関する決議

1 協議の趣旨

- 平成30（2018）年7月に一部改正された医師法により、日本専門医機構等は、専門研修に関する厚生労働大臣の意見を聞くこととされ、厚生労働大臣は、日本専門医機構等に意見を述べる場合は、あらかじめ都道府県知事の意見を聞くこととされている。
- 都道府県知事は、地域の医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受けける機会の確保の観点から改善を求める事項がある場合は、**あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴いた上で**、厚生労働大臣に意見を述べることとされている。
- この度、厚生労働省から、日本専門医機構から提示された専門研修プログラム及び関連資料が提供されたため、**厚生労働省から示された確認事項について御協議いただきたい。**

2 都道府県による確認事項

厚生労働省から示された都道府県における専門研修プログラムに関する確認事項は、以下のとおり。

<厚生労働省通知（抜粋）>

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ② 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。
- ③ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
 - ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。
- ④ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑤ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

3 本県におけるシーリングの状況

- 2018年度（日本専門医機構による養成開始）及び2019年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、5都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）においては、過去5年間の採用数の平均がシーリング数とされた。
- 2020年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングから、都道府県別、診療科別に現在の医師数と将来の必要医師数と比較して、その過不足に基づくシーリングを設定するよう見直しがされ、本県は2020年度プログラムの専攻医募集ではシーリング対象外となった。

- 2021年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、耳鼻咽喉科で17名（連携プログラム数1を含む）が上限となり、2022年度プログラムの専攻医募集におけるシーリング（参考資料2-1参照）でも昨年度同様、耳鼻咽喉科で17名（連携プログラム数1を含む）が上限となっている。

4 確認事項における県内の状況等について

- 厚生労働省から示された確認すべき事項における本県の状況並びに今後の対応等については、資料2-2のとおり。
- なお、基本領域別の専門研修プログラムの申請状況については参考資料2-2を、個別の専門研修プログラムの状況については参考資料2-3を参照。

5 提示された専門研修プログラムに対する本県の意見（案）

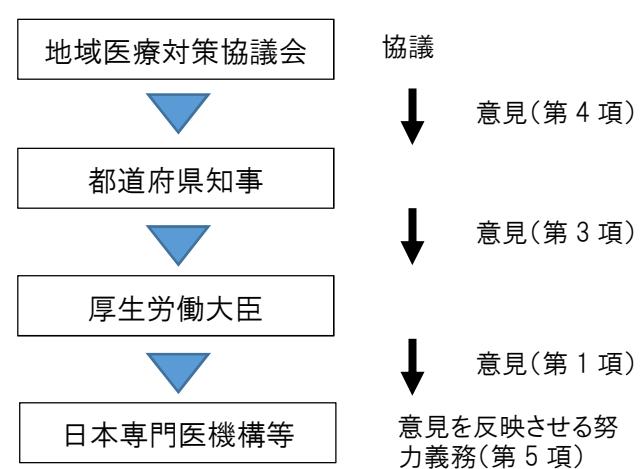
提示された専門研修プログラムを実施することにより、本県の医療提供体制の確保に重大な影響を与えるものではないため、**プログラムに対する「意見なし」としたい。**
ただし、**シーリング（募集定員の上限設定）及び総合診療領域に関しては、昨年度に引き続き以下のとおり意見することとしたい。**

- 専攻医の募集定員に係る上限設定については、本県を含めた都市部の5都府県に対して一律にシーリングをかけるものから、都道府県別・診療科別に、現在医師数と将来の必要医師数を比較して、その過不足に基づきシーリングを設定するよう見直しをされたが、頻繁な制度の見直しは地域医療に混乱を来すため、当面は現行ルールで運用を行うこと。
- 再度、都市部に対して一律にシーリングをかけるようなことがないようにすること。
- 今後、専攻医募集に関する運用の見直しを行うこととなった際には、都道府県の意見を十分に尊重し、制度の見直しが地域医療に影響を及ぼさないようにすること。
- 地域医療の中核を担うことが期待される総合診療専門医プログラムを選択する専攻医が伸び悩んでいることから、総合診療専門医のキャリアパスを明確化するなど、総合診療専門医を選択する専攻医の増加が見込めるような魅力的な制度を構築すること。

<参考>

専門研修に厚生労働大臣・都道府県知事の意見を反映させる制度

医師法第16条の10



医師法第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならぬ。
2（略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるべきは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるべきは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。